

接道部緑化助成について

板橋区は、『民有地の緑化を推奨し、安全で快適な生活環境の確保を図る』ことを目的とし、接道部の緑化に対し助成金を交付しています。

【内 容】

対象となる土地 区内の土地で、関係法令等に違反していないこと

対 象 工 事 ①接道部の植込地に樹木を植栽する工事

②植栽工事に伴うブロック塀等の取り壊し工事

※植栽箇所にフェンス等を設置する場合はご相談ください。

助 成 対 象 者 助成を受ける土地の所有者

※その土地・建築物の売買・賃貸等を行う事業目的者は対象となりません。



【助 成 要 件】

①植栽する場所が適正な幅員のとれた道路(一般の交通に供する私道も含む)に面していること

②道路より3m以内の範囲で、道路より容易に見通すことができること

③永続性があること

④建築基準法など法令に不適合の建築物でないこと

⑤国、地方公共団体、その他公共の団体が所有する建築物でないこと

⑥緑被面積5㎡以上の樹木を植栽すること

緑被面積の単位

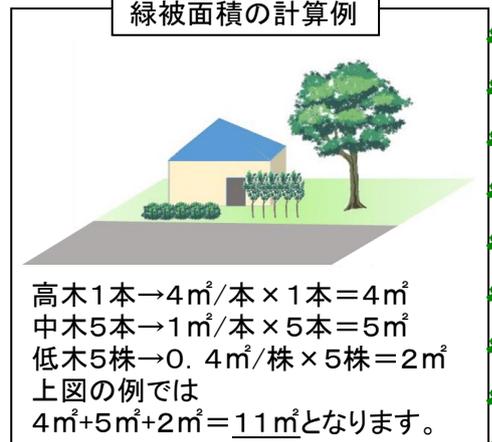
● 高木(高さ3m以上)1本 ⇒ 緑被面積4㎡

● 中木(高さ1m以上～3m未満)1本 ⇒ 緑被面積1㎡

※生垣は中木を葉が触れ合う程度に列植したもの。

● 低木(高さ0.3m以上～1m未満)1株 ⇒ 緑被面積0.4㎡

緑被面積の計算例



【助 成 金 額】

(イ) 区の基準工事費単価

高木 25,000円/本

中木 4,500円/本

低木 500円/本

生垣 12,000円/m

ブロック塀等撤去 4,000円/㎡

※区から改善指導を受けているブロック塀等については 5,600円/㎡

(ロ) 実際に樹木1本・株当たり、生垣1m当たり、又はブロック塀等撤去1㎡当たりにかかった工事費の 5割

※区から改善指導を受けているブロック塀等については工事費の 7割 となります。

(イ)と(ロ)の少ない方の金額に本数等を乗じた額を助成します。

※ただし助成上限を総額 50万円 以内とします。

※ブロック塀の基礎部分の撤去は対象外となります。また、緑化工事に伴う撤去を対象とします。

手続きの流れ

申請は工事の始まる前に行ってください。
※工事着手後の申請は助成対象となりません。

事前相談

制度の説明と相談を受け付けます

事前調査

申請前に担当職員が現地を確認します

申請

【申請に必要な書類】

- ・助成金交付申請書
- ・工事場所の案内図
- ・工事前の写真 (道路からみた接道部の写真)
- ・計画平面図 (植栽する樹木の形状・本数と配植を図示したもの)
- ・計画断面図 (道路と植込地との断面を図示したもの)
- ・見積書の写し (施工業者からの工事に関する見積書※内訳書を添付)
- ・念書 (施工後の維持管理が適切に行われることを確認できる書類)
- ・土地の所有がわかる書類 (登記簿謄本及び公図等)

決定通知

(区が助成金の交付が適当と認めた場合に通知します)

工事着手

←----- 施工中・後の工事写真を撮って下さい

工事完了

完了届

【完了届に必要な書類】

- ・緑化工事完了届
- ・しゅん工図 (平面図及び断面図)
- ・工事写真 (道路からみた植込地の写真)
- ・領収書の写し (施工業者からの工事に関する領収書の写し※内訳書を添付)

完了検査

(完了届のとおり施工できているか現地を検査します)

確定通知

(完了届の審査及び完了検査の結果、適合すると認めた場合に通知します)

交付請求

【請求書に必要な書類】

- ・助成金交付請求書
- ・口座振替依頼書 (申請者の指定した口座に振込む為のもの)

交付

振替依頼のあった口座に助成金が振り込まれます



連絡先 板橋区 土木部 みどりと公園課 みどり推進係

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (南館5階) ☎03-3579-2533 (直通)